税理士・社労士　　＿＿＿＿＿＿＿＿様

前略

日ごろはお世話になっております。また、当社業務への多大なサポート感謝しております。

さて、世間ではマイナンバー制度について、色々と取りざたされており、当社でもその準備を行わなければならないと思い準備をし始めたところです。

当社では、税務書類・給与書類などで、お世話になっており、今後も各種のサポートを継続していただきたいと思っております。

いくつか調べましたところ、特定個人情報保護委員会 ＞ 法令・ガイドライン ＞ ガイドライン ＞Q&A（回答）: http://www.ppc.go.jp/legal/policy/answer/にて委託の取り扱いについてもＱ／Ａが掲載されておりました。

－－－<<抜粋始まり>>

Ｑ３－２ 特定個人情報に係る委託先の監督について、個人情報保護法に加えて求められる監督義務の内容は何ですか。

Ａ３－２ 委託者は、委託先において、番号法で求められている安全管理措置が講じられているかを監督する義務があります。本ガイドラインの安全管理措置特有なものとしては、主に、「個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化」、「特定個人情報等の範囲の明確化」、「事務取扱担当者の明確化」、「個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」が挙げられます。

Ｑ３－３ 特定個人情報の取扱いを国外の事業者に委託する場合に、委託者としての安全管理措置を担保する上で、国内で実施する場合に加えて考慮するべき追加措置等はありますか。

Ａ３－３ 国内外を問わず、委託先において、個人番号が漏えい等しないように、必要かつ適切な安全管理措置が講じられる必要があります。なお、
必要かつ適切な監督には、本ガイドラインのとおり、
⑴委託先の適切な選定（具体的な確認事項：委託先の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等）、
⑵委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、
⑶委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれます。

Ｑ３－７ 委託先・再委託先との業務委託契約を締結するに当たり、業務委託契約書等に、特定個人情報の取扱いを委託する旨の特段の記載が必要になりますか。

Ａ３－７ 業務委託契約を締結する場合には、通常、委託する業務の範囲を特定することと

なります。番号法においては、個人番号の利用範囲が限定的に定められていることから、委託先・再委託先との業務委託契約においても番号法で認められる事務の範囲内で委託する業務の範囲を特定する必要があります。

－－－<<抜粋終わり>>

委託契約の締結についても、ガイドラインに記載があります。

－－－<<抜粋始まり>>

業務委託契約書（新規・または追加）には、安全管理措置を遵守してもらう事項が入っている必要が有ります。その契約には以下のような事項が入ることが必要です。

委託先にて秘密の秘密保持義務
事業所からの特定個人情報の持出しの禁止
特定個人情報を委託した目的外での利用の禁止
再委託する場合の条件（または再委託しないという明記）
マイナンバーの漏洩事件が発生した場合の委託先の責任
委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄についての取扱い
委託先での従業者に関する監督，教育、従業者の明確化
契約内容の遵守状況について報告を求める規定
実地の調査を行うことができる規定

－－－<<抜粋終わり>>

マイナンバー制度については、先生におかれましても色々と準備をされているところかと思いますが、**マイナンバー制度への対応状況についてお知らせいただくとともに、委託契約書（新規または追加）が準備できておりましたら、内容等についても確認させていただきたく思いますのでお送りください。**

草々

安全管理措置等①（委託の取扱い）

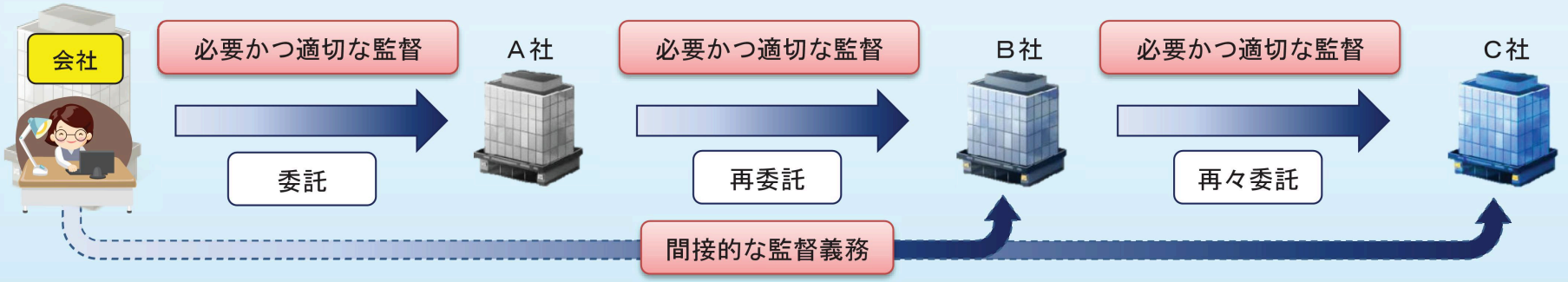

【委託の取扱い】

〇個人番号関係事務の全部又は一部の委託者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

《必要かつ適切な監督》

〇①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

〇委託者は、委託先の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等をあらかじめ確認しなければなりません。

〇契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければなりません。

〇委託者は、委託先だけではなく、再委託先・再々委託先に対しても間接的に監督義務を負います。

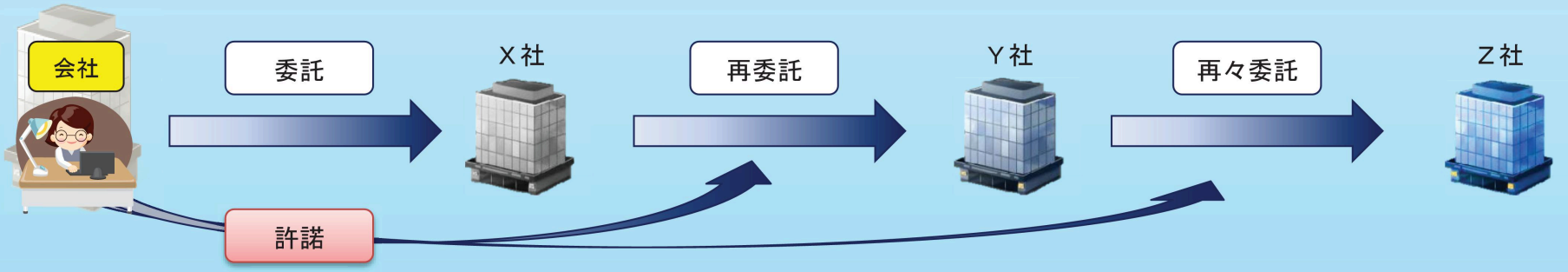

〇個人番号関係事務の全部又は一部の委託先は、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

第４－２　特定個人情報の安全管理措置等

第４－２－⑴　委託の取扱い

要点

○　個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。→[1]A、[2]C

「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②安全管理措置に関する委託契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。→[1]B

※　安全管理措置の具体的な内容については、「第４－２－⑵　安全管理措置」及び「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）」を参照のこと。

○　個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の「委託を受けた者」は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託を行うことができる。→[2]A

再委託を受けた者は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の「委託を受けた者」とみなされ、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、更に再委託することができる。→[2]B

（関係条文）
・番号法　第10条、第11条
・個人情報保護法　第22条

[1]　委託先の監督（番号法第11条、個人情報保護法第22条）

A　委託先における安全管理措置

個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託をする者（以下「委託者」という。）は、委託した個人番号関係事務又は個人番号利用事務で取り扱う特定個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう「委託を受けた者」に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

このため、委託者は、「委託を受けた者」において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

なお、「委託を受けた者」を適切に監督するために必要な措置を講じず、又は、必要かつ十分な監督義務を果たすための具体的な対応をとらなかった結果、特定個人情報の漏えい等が発生した場合、番号法違反と判断される可能性がある。

B　必要かつ適切な監督

「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。

委託先の選定については、委託者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者（注）に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。

委託契約の締結については、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならない。また、これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業者の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい。

（注）「従業者」とは、事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいう。具体的には、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事、派遣社員等を含む。

2　再委託（番号法第10条、第11条）

A　再委託の要件（第10条第１項）

個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の「委託を受けた者」は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

＊　事業者甲が従業員等の源泉徴収票作成事務を事業者乙に委託している場合、乙は、委託者である甲の許諾を得た場合に限り、同事務を別の事業者丙に委託することができる。

B　再委託の効果（第10条第２項）

再委託を受けた者は、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の「委託を受けた者」とみなされ、再委託を受けた個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行うことができるほか、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、その事務を更に再委託することができる。

＊　更に再委託をする場合も、その許諾を得る相手は、最初の委託者である。

したがって、個人番号関係事務又は個人番号利用事務が甲→乙→丙→丁と順次委託される場合、丙は、最初の委託者である甲の許諾を得た場合に限り、別の事業者

丁に再委託を行うことができる。更に再委託が繰り返される場合も同様である。

なお、乙は丙を監督する義務があるため、乙・丙間の委託契約の内容に、丙が再委託する場合の取扱いを定め、再委託を行う場合の条件、再委託した場合の乙に対する通知義務等を盛り込むことが望ましい。

C　再委託先の監督（第11条）

1 Aにおける「委託を受けた者」とは、委託者が直接委託する事業者を指すが、甲→乙→丙→丁と順次委託される場合、乙に対する甲の監督義務の内容には、再委託の適否だけではなく、乙が丙、丁に対して必要かつ適切な監督を行っているかどうかを監督することも含まれる。したがって、甲は乙に対する監督義務だけではなく、再委託先である丙、丁に対しても間接的に監督義務を負うこととなる。